第2回債権者集会におけるご質問等に対する回答

2014年12月17日

関係者各位

破産者 株式会社 MTGOX 破産管財人 弁護士 小 林 信 明

2014年11月26日に株式会社 MTGOX (以下「MTGOX」といいます。) の第2回債権者集会が行われました。

以下、第 2 回債権者集会において債権者の皆様から関心の強かったご質問等を中心に追加して回答を掲載します。

記

- Q1 BTC 紛失の有無・経緯に関する調査が終了しないうちは、破産債権届出の受付も 開始されないのか。
- A1 ご報告申し上げているとおり、BTC 紛失の有無・経緯に関する調査が、いつ終了するか、現時点で時期は未確定となっております。しかしながら、破産管財人としては、現時点では、破産債権届出の受付は、上述の調査終了の前であっても、2015年4月には開始したいと考えております。(なお、届出を受けた破産債権について、破産管財人が当該債権を認めるかどうかの判断(いわゆる債権認否)のためには、上述のBTC 紛失の有無・経緯に関する調査が完了していなければならない可能性があります。)
- **Q2** MTGOX から株式会社 TIBANNE(以下「TIBANNE」といいます。) に支払いが されているようだが、この支払いはどのような理由に基づく支払いか。
- A2 破産手続開始前から、MTGOX には従業員がおらず、その事業に必要なサービス (事業所の賃借、インターネット利用及びサーバーのレンタル等が含まれます。) は、MTGOX が TIBANNE と業務委託契約を締結し、TIBANNE から供給を受けて おりました。破産手続開始後も、MTGOX の破産管財業務を遂行するためには、当 然ながら、一定の場所やインターネット利用、TIBANNE 従業員らによる作業が必要であるため、破産管財人は、必要な限りでこれらを継続しつつ、不要となった契約等は随時解約するなどして、かかる必要経費を削減して参りました。

このような破産手続開始後に発生した破産手続のために必要な費用(事務所賃料、インターネット利用料金、人件費等)は、破産法上、財団債権として随時弁済することが必要であるため、破産管財人は、東京地方裁判所の許可を得てこれを支払っております。

なお、当該費用の内訳は、主に、MTGOX の事業所賃料(なお、MTGOX 破産管財人室は破産手続開始後により安価な事務所に転居しており、現在 TIBANNE への賃料支払いはありません。)、インターネット接続費用及びサーバーレンタル代等について TIBANNE が負担した実費相当額と、資料作成等の作業に関するTIBANNE 人員の人件費相当額(現在、タイムチャージ制としております。)などです。

このように、TIBANNE に対する支払いは、破産管財業務で必要となる費用につき、相当な金額の範囲内で行われており、TIBANNE に対する不当な利益供与がなされたものでなく、また、破産手続開始後は、破産管財人は、かかる経費の削減に努めております。

- Q3 MTGOX の決算報告書の公表を検討してもらえないか。
- A3 通常は、破産手続で債権者が破産者の過去の決算書類等を確認されたい場合、破産手続開始申立書類等にこれが含まれていれば、裁判所で閲覧謄写して確認することになります。ただし、本事件では、情報提供の観点から特に検討した結果、民事再生手続開始申立書の添付資料である第1期及び第2期の決算報告書を本ウェブサイトにおいて別紙のとおり開示することといたしました。なお、同決算報告書は、破産手続開始前に作成されたものであり、破産管財人がその正確性、完全性等を認めるものではなく、破産管財人がその全ての内容を検証しうるとは限らないことにご注意ください。また、破産管財人は、破産者のBTC及び金銭の紛失の有無等について慎重に調査を継続しているところであり、同決算報告書の記載についてのご質問に個別に回答することは予定しておりませんので、予めご了承ください。
- Q4 MTGOX が管理するビットコインのアドレスは公開されないのか。
- A4 現在、MTGOX については、警察による捜査も行われております。捜査当局から 管財人に対して、アドレス公開について慎重に検討して欲しいとの要請もございま したので、現時点での公開は控え、将来的な公開については引き続き検討をさせて いただいております。

【補足】 債権者集会において配布された「報告書」3頁目1行目において、破産財団で管理するビットコイン数が「202,149.2273849003BTC」と記載されていましたが、誤記であり、「202,149.2273849BTC」が正確な数値でございましたので、訂正させて頂きます。なお、本ウェブサイトで公表している資料は、訂正済みのものです。

[Translation]

Answers to Questions, etc., at Second Creditors' Meeting

December 17, 2014

To whom it may concern,

Bankrupt Entity: MtGox Co., Ltd.

Bankruptcy Trustee: Nobuaki Kobayashi, Attorney-at-law

The second creditors' meeting of MtGox Co., Ltd. ("MtGox") was held on November 26, 2014.

In addition to the FAQs previously disclosed on this website, below are our answers mainly to questions, etc. that the creditors were particularly concerned about at the second creditors' meeting:

- Q1 Will filing of proof of claims be accepted, only after the investigation regarding whether bitcoins have been lost, and the circumstances thereof, have been completed?
- A1 As previously reported, at present it has not determined as to when the investigation regarding whether bitcoins have been lost, and the circumstances thereof, will be completed. However, at present, the bankruptcy trustee intends to start accepting the filing of proof of claims in April 2015, even if the aforementioned investigation has not been completed (however, in order for the bankruptcy trustee to make a decision to approve the filed claims (namely, approval or disapproval of claims), the aforementioned investigation regarding whether bitcoins have been lost, and the circumstances thereof, may need to be completed.).
- Q2 What is the reason for the payments made by MtGox to TIBANNE Co., Ltd. ("TIBANNE")?
- A2 Prior to the commencement of the bankruptcy proceedings, there were no employees at MtGox, and, therefore, services required for MtGox's business (including leasing of office space, internet connection, and leasing of servers, etc.) have been provided through TIBANNE, with which MtGox entered into service

agreements. In order to preform MtGox's bankruptcy trustee's duties after the commencement of the bankruptcy proceedings, a certain office space, internet connection and services by employees of TIBANNE, are still necessary, and, consequently, I have continued the use of such services. Meanwhile, the bankruptcy trustee has reduced the amount of those necessary expenses by taking measures such as the cancellation of agreements, etc., which are no longer necessary, at appropriate times.

Under the Bankruptcy Act, those expenses necessary for bankruptcy proceedings incurred after the commencement of the bankruptcy proceedings (office rent, internet usage charges, and personnel expenses, etc.) should be paid at any time as claims on the estate (*zaidan saiken*), and accordingly the bankruptcy trustee pays them after obtaining approval from the Tokyo District Court, as necessary.

A breakdown of such expenses mainly includes MtGox's office rent (currently there is no office rent payable to TIBANNE regarding MtGox's bankruptcy trustee's office because it has moved to a lower rent office after the commencement of the bankruptcy proceedings), an amount equivalent to the actual expenses incurred by TIBANNE for the internet connection and server lease costs, etc., and an amount equivalent to the personnel expenses for TIBANNE staff engaged in services such as preparing relevant materials (who are at present paid on a time-charge basis), etc.

As stated above, the payments to TIBANNE are those paid for the expenses necessary for performing the bankruptcy trustee's duties, [in]["and are"] an appropriate amount, and no inappropriate profits are given to TIBANNE. Further, the bankruptcy trustee has endeavored to reduce such expenses after the commencement of bankruptcy proceedings.

- Q3 Would you consider to disclose MtGox's financial reports?
- A3 Ordinarily, when creditors want to review a bankrupt entity's previous financial reports, etc., under a bankruptcy proceeding, creditors review such documents through inspection and copying at a court, if they are included in the documents for application for the commencement of bankruptcy proceeding. However, in this case, I decided to disclose the financial reports of MtGox for the 1st fiscal year and the 2nd fiscal year, which are the attachments to the application for the commencement of civil rehabilitation procedure as per the Exhibit on this WebSite. Please note that such financial reports were prepared before the commencement of the bankruptcy proceedings and the bankruptcy trustee does

not warrant their accuracy or completeness, etc., and the bankruptcy trustee [may]["does"] not necessarily verify all the content of such financial reports. In addition, the bankruptcy trustee still continues to conduct thorough investigations of the existence, etc. of the loss of the bankrupt entity's BTC and money, and, therefore, please note in advance that the bankruptcy trustee does not plan to respond to any specific inquiry with respect to descriptions of such financial reports.

- Q4 Will not the address of bitcoins managed by MtGox be disclosed?
- A4 The police investigation into MtGox is currently being conducted. Since the investigative authorities request the trustee to carefully consider the disclosure of the address, disclosure of the address is withheld at this point and I will continue to consider its future disclosure.

[Supplement] In the 20th line on page 3 in "the Report" distributed at the creditors' meeting, the amount of BTC managed by the bankruptcy estate was stated as "202,149.2273849003BTC" but it was a clerical mistake, and "202,149.2273849BTC" is the correct figure. The report disclosed on this WebSite shows the correct figure.

End

決 算 報 告 書

(第 1 期)

自 平成23年 8月 9日

至 平成24年 3月31日

㈱MTGOX

電話: - -

貸 借 対 照 表

平成24年 3月31日	見在	(単位: 円)
資産の部		
【流動資産】		
現金及び預金	94, 576	
流動資産合計		94, 576
資 産 の 部 合 計		94, 576
負債の部		
【流動負債】		
短 期 借 入 金	6, 220, 054	
未 払 金	14, 335, 088	
預 り 金	676, 860	
流動負債合計		21, 232, 002
負債の部合計		21, 232, 002
純資産の部		
【株主資本】		
資 本 金	5, 000, 000	
利 益 剰 余 金		
その他利益剰余金		
繰 越 利 益 剰 余 金	-26, 137, 426	
その他利益剰余金合計	-26, 137, 426	

利益剰余金合計

株主資本合計

純 資 産 の 部 合 計

負債及び純資産合計

-26, 137, 426

-21, 137, 426

-21, 137, 426

94, 576

損 益 計 算 書

自 平成23年 8月 9日 至 平成24年 3月31日

(株)MTGOX	(単位:	円)
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計	26, 13	37, 535
営 業 損 失 金 額	26, 13	37, 535
【営業外収益】		
受 取 利 息 109		
営業外収益合計		109
経常損失金額	26, 13	37, 426
税引前当期純損失金額	26, 13	37, 426
当期純損失金額	26, 13	37, 426

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成23年 8月 9日 至 平成24年 3月31日

(株)MTGOX						(単位:	円)
給	料		手	当	3, 000, 000		
支	払	手	数	料	817, 833		
租	税		公	課	1, 421		
支	払	報	酬	料	22, 318, 281		
Д	仮売費 <i>及</i>	支び:	一般管理	里費合計		26, 13	37, 535

株主資本等変動計算書

自 平成23年 8月 9日 至 平成24年 3月31日

㈱MTGOX	(単位: 円)
【株主資本】	
資 本 金 前期未残高	0
当期変動額 会社設立による資本金組入額	5,000,000
当期末残高	5,000,000
利 益 剰 余 金	
その他利益剰余金	
繰 越 利 益 剰 余 金 前期末残高	0
当期変動額 当期純利益金額	-26, 137, 426
当期末残高	-26, 137, 426
利 益 剰 余 金 合 計 前期末残高	0
当期変動額	-26, 137, 426
当期末残高	-26, 137, 426
株 主 資 本 合 計 前期末残高	0
当期変動額	-21, 137, 426
当期末残高	-21, 137, 426
純 資 産 の 部 合 計 前期末残高	0
当期変動額	-21, 137, 426
当期末残高	-21, 137, 426
·	

勘定科目内訳書

(第 1 期)

自 平成 23 年 8 月 9 日 至 平成 24 年 3 月 31 日

株式会社MTGOX

預貯金等の内訳書

<u> 預貯金等の内訳書</u>				
金 融 機 関 名	種類	口座番号	期末現在高	摘要
三井住友銀行/渋谷駅前 支店	普通預金	4319560	94,576	
合 計			04 550	
Д я!			94,576	

(法0302-1)

- (注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。 2. 「金融機関名」欄には、斜線の左側に金融機関名を、右側にその支店等の名称を、例えば〇〇銀行大手町支店の場
 - 合には、「〇〇/大手町」のように記入してください。
 3. 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のように その名義人を記入してください。

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書

科目		相	# + # *	lat e	ਜ਼ਜ਼			
	名	称 (氏名)	所	在 地	(住所)	一期末現在高	摘	要
卡払金	ヘ゛ーカー&マッケン	グー				14,335,088		
,								
合 計						14,335,088		

(法0302-9)

- (注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
 - 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから 5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 - 3. 未払金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
 - 4. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

· 未 払	支払確定年月日	期末	現在	高	未払	支払確定年月日	期末現在高
配当				Н	役 員		ч
金					賞 与		

仮受金(前受金・預り金)の内訳書

	文並「頂り並)の内引電				I	1
科目	相	手	先		期末現在高	取引の内容
ī	名 称(氏名)	所 在	地(住所)	法人・代表 者との関係		
預り金					601,860	 源泉所得税預り金
預り金	(株)TIBANNE				75,000	
, "						
合 計					676,860	

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
 - 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「取引の内容」欄には期中の支払利子額(未払利子を含みます。)をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年月日	所得の種類	期末現在高	年月日 所得の種類	期末現在高
年 月分		н	年 月分	PA
l				

(注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は 「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

借入金及び支払利子の内訳書

借	入		の内訳書 先 法人・代表者 と の 関係		法人・代表者 と の 関 係	ton the set of the	期中の支	払利子額		担保の内容
所	·····在	地	(住	所		期末現在高	利	率	借入理由	(物件の種類、数量、所在地等)
カルフ。レス・マルク					本人		7	F		
						1,100,600)			
㈱TIBANNE					関係会社					
:					•	5,119,454	1			
										
				••						
		~~~~								
						****				
		~ ^ = =								
									<b></b>	
								,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	<u>.</u>			;						
			<u> </u>							
		*****								
	合		į	計		6,220,054				

(法0302-11)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。 ただし、役員、株主及び関係会社については期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
  - 2. 期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上あるものについては、 各別に記入してください。
  - 3. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
  - 4. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

# 決 算 報 告 書

(第 2 期)

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

(株)MTGOX

# 貸 借 対 照 表

#### 平成25年 3月31日 現在

(株)MTGOX

(単位: 円)

·-	-7.1	V.		•
<i>////</i>	東加	谷	産	1
17114	エジ			- 4

現	金	及で	ド 預	金		2, 057, 434, 049	
В	T	С	勘	定		108, 664, 888	
前		渡		金		1, 410, 201	
短	期	貸	付	金		56, 202, 635	
未	収		入	金		562, 026	
他	社	預	け	金		1, 614, 529, 542	
		汾	t 動	資	產 合 計		3, 838, 803, 341
			資	産(	の部合計	-	3, 838, 803, 341

#### 負債の部

#### 【流動負債】

短	期	借 入	金		876, 265	
未		払	金		2, 581, 933	
未	払	費	用		212, 689	
未	払き	人 税	等		847, 500	
預		り	金		3, 718, 209, 701	
В	T C	仮 受	金		108, 664, 888	
		流動	負	債 合 計	***	3, 831, 392, 976
		負	債	の 部 合 計		3, 831, 392, 976

#### 純資産の部

#### 【株主資本】

資	本	金	5,000,000	
利	益 剰 余	金		
7	この他利益剰	余 金		
	繰 越 利 益	剰 余 金	2, 410, 365	
	その他利益	剰余金合計	2, 410, 365	
	利 益 剰	余 金 合 計	2, 410, 365	
	株主	資 本 合 計		7, 410, 365
	純	資産の部合計		7, 410, 365
	負債	「及び純資産合計		3, 838, 803, 341

## 損 益 計 算 書

自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日

	T 1 W70 T 0/101 H	
(耕MTGOX		(単位: 円)
【売上高】		
売 上 高	135, 072, 289	
売 上 高 合 計		135, 072, 289
【売上原価】		
当期商品仕入高	3, 987, 635	
合 計	3, 987, 635	
売 上 原 価		3, 987, 635
売 上 総 利 益 金	額	131, 084, 654
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		109, 879, 648
営業利益金	額	21, 205, 006
【営業外収益】		
受 取 利 息	648, 899	
雑 収 入	21	
為              益	72, 662, 443	
営業外収益合計		73, 311, 363
【営業外費用】		
為	65, 121, 078	
営業 外費 用合計		65, 121, 078
経常利益金	額	29, 395, 291
税引前当期純利益金额	額	29, 395, 291
法 人 税	等	847, 500
当期純利益金額	額	28, 547, 791

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日

(株)MTGOX						(単位: 円	9)
給	料		手	当	6,000,000		
外		注		費	81, 353, 932		
広	告	宣	伝	費	403, 442		
通		信		費	4, 725		
消	耗			費	67, 600		
支	払	手	数	料	5, 144, 240		
賃		借		料	141, 456		
租	税		公	課	109, 543		
支	払	報	西州	料	16, 654, 710		
	販売費及	をびー	般管:	理費合計		109, 879, 6	348

### 株主資本等変動計算書

自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日

(株)MTGOX	(単位: 円)
【株主資本】	
資 本 金 当期首残高	5, 000, 000
当期末残高	5, 000, 000
利 益 剰 余 金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金当期首残高	-26, 137, 426
当期変動額 当期純利益金額	頁 28, 547, 791
当期末残高	2, 410, 365
利 益 剰 余 金 合 計 当期首残高	-26, 137, 426
当期変動額	28, 547, 791
当期末残高	2, 410, 365
株 主 資 本 合 計 当期首残高	-21, 137, 426
当期変動額	28, 547, 791
当期末残高	7, 410, 365
純 資 産 の 部 合 計 当期首残高	-21, 137, 426
当期変動額	28, 547, 791
当期末残高	7, 410, 365

# 勘定科目内訳書

(第 2 期)

自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日

株式会社MTGOX

預貯金等の内訳書

預貯金等の内訳書金 融 機 関 名	種 類	口座番号	期末現在高	摘 要
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	4319560	99,936,458	
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110151	1,794,438,389	USD19010. 895. 11
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110178	309,647	EUR2561, 82
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110186	84,287,441	GBP589711.34
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110216	59,011,595	AUD600932.74
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110194	9,892,163	CAD106573, 62
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110240	432,614	NOK26887. 17
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110275	1,916,304	HKD157720.52
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110208	1,471,350	SEK101753, 12
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110283	992,164	SGD13053. 08
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110267	977,832	NZD12385. 46
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110259	3,167,532	CHF31959.77
みずほ銀行/渋谷支店	普通預金	9110232	600,560	DKK37048. 75
合 計			2,057,434,049	

(法0302-1)

⁽注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。

^{2. 「}金融機関名」欄には、斜線の左側に金融機関名を、右側にその支店等の名称を、例えば〇〇銀行大手町支店の場合には、「〇〇/大手町」のように記入してください。

^{3.} 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のように その名義人を記入してください。

仮払金(前渡金)の内訳書

W 144 H (1)	/文立 / リンドリコン音							
科目	相				期末現在高	取引の内		
	名 称(氏名)	所	在	地(住所	法人・代表者との関係			) 谷
前払金	Gaius Coffey					1,410,201		
他社預け金	Mt. GOX-Poland他					1,614,529,542	購入資金管理 預け分	会社
				100				
			•					
合 計						1,615,939,743		

- (注) 1. 「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。
  - 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
  - 3. 「取引の内容」欄には、例えば「機械設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。

貸付金及び受取利息の内訳書

貸		付		先	法人・代表 者との関係				期中の受理	<b>取利息額</b>		担保の内容
	 所	<u>···</u> 在	<del>  </del>	(住所)	11日との関係	期	末 現 在	高	利	率	貸付理由	(物件の種類、数量、所在地等)
(株)TIBANI		114		(14, 1717	関係会社			Π		52,026 ^[H]		
		~					56,202	,635	56	2,026		
					1							
					!							
					;							
					. <u>i</u>							
·					1							
									56	2,026		
	合			<del>} </del>			56,202	,635				

(法0302-4)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。 ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
  - 2. 期末現在高がないものであっても期中の受取利息額(未収利息を含みます。)が3万円以上あるものについては、 各別に記入してください。
  - 3. 「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の 利率を記入してください。

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書

4) D		相	#n ++ rtl ++ **	-laste	pac			
科 目	名 称	(氏名)	所	在 地	(住所)	一 期末現在高	摘	要
未払金	へ゛ーカー&マッケンシ゛ー					2,581,933		
未払費用	青山&パートナー	- ズ他				212,689		
·								
							***************************************	
<u> </u>								
		==		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
<b>311.</b>								
合 計						2,794,622		

(法0302-9)

- (注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
  - 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5日未満のときは期末現在高の多額のものから 5日程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
  - 3. 未払金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
  - 4. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

, , ,	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		H (- 151)	De la Mile C la Fi	W. C 12/10 C ( ) C C 1 8
未払	支払確定年月日	期末現在高	未払	支払確定年月日	期末現在高
配当		rg.	役員賞		FJ
金			】 賞 与		

仮受金(前受金・預り金)の内訳書

W -~	1 X 1 1 X Y 1 X Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y								
科目	相	手		先		期去租分支	#h =	I D	中交
7FF F1	名 称(氏名)	所	在	地(住所)	法人・代表 者との関係	期末現在高	以 5		内 容
預り金						1,231,487	源泉市	<b>行得税</b>	預り金
預り金	㈱TIBANNE					75,000			
計						1,306,487			
購入者預り 金	USD34018454. 25					3,211,001,896			
購入者預り 金	EUR2575138. 85					311,257,033			
購入者預り 金	GBP458884. 26					65,588,328			
購入者預り 金	AUD569072. 23					55,882,893			
購入者預り 金	PLN1361609. 22					39,364,122			
購入者預り 金	CAD100001.83					9,282,169			
購入者預り 金	NOK8163. 48					131,350			
購入者預り 金	RUB33305. 48					100,915			
購入者預り 金	ЈРҮ					16,910,157			

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
  - `2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び 関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。

  - 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、 「取引の内容」欄には期中の支払利子額(未払利子を含みます。)をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年月日	所得の種類	期末現在高	年月日	所得の種類	期末現在高
年 月分		円	年 月分		יז
			1 2 2 5 5		

(注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は 「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

仮受金(前受金・預り金)の内訳書

	12-12-12( ) TE / 22   10 / 10										
科目	相	手		先		#0 -11	_		_		
, 11 H	名 称(氏名)	所	在	地(住所)	法人・代表 者との関係	期末現在高	取	51	Ø)	内 容	:
購入者預り 金	HKD52430. 48					637,030					
購入者預り 金	SEK147787.88					2,137,012					
購入者預り 金	SGD3778. 46					287,201					
購入者預り 金	NZD9618. 12					759,351					
購入者預り 金	CNY31066. 56					471,590					1
購入者預り 金	CHF24027.88					2,381,403					
購入者預り 金	DKK24205. 43					392,370			•		
購入者預り 金	THB98880. 16					318,394					1
計						3,716,903,214					
合計						3,718,209,701					

(法0302-10)

(注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び 関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。

3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、 「取引の内容」欄には期中の支払利子額(未払利子を含みます。)をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

年月日	所得の種	重類	末 現	. 在	高	年	月	F	所	得	の	種	類	期	末	現	在	高	$\bigcap$
年月分					hj	1	作	月分						 					H
						·				_	<del>_</del> .			 			•		$\dashv$
							-				<u>-</u> .								

⁽注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は 「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

借入金及び支払利子の内訳書

<b>借入金及び</b> 借			先	) !-	去人・代表者 と の 関 係	₩а	<b>-</b>	x⊟ -≠	- <del>-</del>	期中の支払	利子額	/# → ~m :	担保の内容
所	在	地	(住月			炒	木	現 仁	E高	利		借入理由	(物件の種類、数量、所在地等
カルフ゜レス・マルク	· 7] · 11/	<u>-</u> }			本人				Н	İ	μ	1	
								87	6,265			-	
												-	
••••	**											-	
				:									
												-	
				4									
				;									
											_		
													:
			******										
									1				
			**	-									
		**							}				
	合		計					876	,265				
									, = 55				

(法0302-11)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。 ただし、役員、株主及び関係会社については期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
  - 2. 期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上あるものについては、 各別に記入してください。
  - 3. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
  - 4. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

#### 役員報酬手当等及び人件費の内訳書

			役	員	報	图	<b>}</b>	手	当	等	の	内	訳					
役職名		名	代の	表者と関係	常勤	動力		使	用人務分	定期	左 使		職務	分上益連	以 :5	<b></b>		退職給与
担当業務			1-	所	の別		与計 「	1	務分門	給	円 <u></u>	届出給-	E 利 E 給		<del>岁</del> 与 円	そ 0	の他円	
代表取締役	マルク・マリ	・ロベ	本 <i> </i>   ト	Δ	常 非	- i - b. U	00,000				0,000				1 1		1 -	
			j		常非						I							
					常 非													
			<u>.</u>		常 非													
			İ		常非													
					常 非													
					常 非													
					常,非													
-					常 · 非													
-					常 非													
計						6,0	00,000			6,000	0,000							
			人		件		費		の		内		訳					
区					分			総				額	総額	のうす	ち代	表者	及びそ	との家族分
役	員 報	<b>五</b>	H	手	<u>;</u>	Ħ					6,000	000,000					6,	000,000
従	業員		給賃	料 金	手手	当当												
		<u></u> 計	具	並	+	=					<u> በ</u>	0,000		· <b></b>			6	000,000

(法0302-15)

- (注) 1. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する報酬の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
  - 2. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
  - 3. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該 事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記 入してください。
  - 4. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
  - 5. 「使用人職務分以外」の「利益連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項 第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
  - 6. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記3.4.5以外の給与の金額を記入してください。
  - 7. 「従業員」の「給料手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。

雑益、雑損失等の内訳書

彩	¥ = =	取引の内容	相 手 先	所在地(住所)	金額
	雑収入	国税還付金			16
	雑収入	利子割還付金			5
維					
		:			
益			7.4 ja 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		
mt.					
÷					
				şê we.	
	合 計				21
É					
	A.s.				
,					
<u> </u>		4			

(法0302-17)

- (注) 1. 雑収入、雑益(損失)、固定資産売却益(損)、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください。
  - 2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。